

資料8

小規模保育事業の認可について

平成29年10月1日開所予定の小規模保育事業施設について、利用定員及び施設概要を示し、児童福祉法第34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき意見を伺います。

■平成29年10月1日開設予定

施設の名称等	名称	(仮称) C0-春保育園				
	所在地	西東京市北町五丁目998-3(地番)				
	設置主体	株式会社 aim				
	類型	B型				
認可定員(予定)	19人	利用定員		歳児別想定内訳		
		0歳	6人	0歳	1歳	2歳
		1・2歳	13人	6人	6人	7人
① 保育室等の状況	設備	認可基準		申請内容		
	乳児室・ほふく室 (0歳児)	3.3㎡×6人=19.8㎡		22.50㎡		
	保育室・遊戯室 (1・2歳児)	3.3㎡×6人=19.8㎡ 1.98㎡×7人=13.86㎡ 合計33.66㎡		41.23㎡		
	屋外遊戯場	3.3㎡×7人=23.1㎡		38.52㎡ (ウッドデッキ)		
	代替遊戯場					
保育従事者 雇用計画	認可基準			申請内容		
	5人			7人 (有資格者3人、 無資格者4人)		
施設長候補者	勤務経験(保育士・幼稚園教諭) 11年5ヶ月					

※職員基準、施設長の要件、面積基準については裏面を参照。

<参考>

● 職員基準

0歳児：3人あたり保育従事者1人 1・2歳児：6人あたり保育従事者1人

加配：歳児別算出の保育従事者数に1人加配

※ 保育従事者配置の基準人数算出：内訳の合算に加配1人を加算し、小数点第1位を四捨五入する。小規模保育事業A型の場合は、基準人数の100%が保育士、小規模保育事業B型の場合は、基準人数の50%以上が保育士かつ残りの基準人数分は子育て支援員（研修修了者）で充てる。

● 施設長要件

保育士であって、児童福祉施設、認証保育所、教育・保育施設又は地域型保育事業所及びこれらに移行した施設・事業所、区市町村が認可又は認定する保育施設又は事業において常勤の保育士として、又は幼稚園における常勤の教諭として、同一施設又は事業所で継続して1年以上勤務し、かつこれらの勤務経験が通算して2年以上あること。

● 面積基準

乳児・ほふく室(0・1歳児)：3.3㎡/人 保育・遊戯室(2歳児)：1.98㎡/人

屋外遊戯場(2歳児以上)：3.3㎡/人 保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所(代替遊戯場)でも可。

● 屋外遊戯場の考え方

(1) 児童福祉施設最低基準第32条の5

満2歳以上の幼児を入所させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）調理室及び便所を設けること。 <基準児童1人当たり3.3㎡>

(2) 待機児解消に向けた児童福祉施設最低基準に係わる留意事項等について

(平成13年3月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長)

「土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な都市部において、屋外遊戯場代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであり、合理的な理由がなくこれら以外の条件を課すことによって保育所の整備が滞らないよう配慮されたい。」

- ① 当該公園、広場、神社境内については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも保育所と隣接する必要がないこと。
- ② 当該公園、広場、神社境内については、保育所関係者が所有権、地上権、借地権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。